

介護施設入所時の費用負担を軽減します

健康課介護保険係 ☎ 5182

介護保険負担限度額認定

介護保険施設に入所すると、介護サービス費用の利用者負担分のほかに居住費や食費も支払うこととなります。

施設を利用した際に支払う居住費や食費は基準になる額が定められていますが、所得によって自己負担額の上限があり、申請して認められた場合、負担が軽減されます。

対象となる費用

次の施設に入所または短期入所を利用した場合の居住費と食費

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 介護療養型医療施設



令和3年8月から
受給要件が変わります

利用者の所得状況と預貯金や有価証券などの資産に応じて負担段階が決定します。(下表参照)

負担限度額の詳細は、町ホームページでご確認いただくか、健康課介護保険係までお問い合わせください。

町ホームページ
はこちらから↓



利用を希望される人は

要介護認定を受けている人で、下表の利用者負担段階の要件に該当し、対象となる施設サービスの利用を希望する場合は、健康課(こここ甘楽)で申請をしてください。申請の際には、預貯金の有無を確認するため通帳などをご持参ください。

なお、現在「負担限度額認定証」の交付を受けている人には更新書類を7月にお送りします。

利用者負担段階	対象となる人	
	所得状況	預貯金などの資産
第1段階	生活保護受給者	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年額80万円以下の人	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年額80万円を超え120万円以下の人	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年額120万円を超える人	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

ご注意ください!



負担限度額の受給要件に当てはまっても、世帯を別にする配偶者が住民税課税者であったり、配偶者の預貯金などの資産を含めた額が基準を超える場合は軽減の対象にはなりません。

国民年金からのお知らせ ■ 住民課住民係 ☎64-8314

保険料の免除・納付猶予期間がある人へ

保険料の追納をおすすめします



国民年金保険料の免除（全額免

除・一部免除）・納付猶予・学生納

付特例の承認を受けた期間につい

ては、年金を受け取るために必要

な受給資格期間に算入されますが、

老齢基礎年金の受け取る年金額は、

保険料を全額納付したときよりも

少なくなります。

これらの期間は10年以内であれ

ば、さかのぼって納付（追納）する

ことができ、将来受け取る年金額

を増やすことができます。

ただし、免除などの承認を受け

た期間の翌年度から起算して3年

度目以降に追納すると、当時の保

険料額に経過期間に応じた加算額

が上乗せされますので、お早めの

追納をおすすめします。

追納を希望される人は、住民係

または高崎年金事務所までお問い

合わせください。

手続きに必要なもの

● 年金手帳

● マイナンバーのわかるもの

注意事項

・ 申し込みにより、納付書が郵送

されますので、送られた納付書

で支払いをしてください（口座

振替やクレジット納付はできま

せん）。

・ 承認された期間のうち、原則古

い期間のものから納付してくだ

さい。

■ 問い合わせ

高崎年金事務所

☎027(322)4299

家庭での あなたの笑顔は 宝物

毎日の かわらぬ笑顔 ありがとう

(小幡小6年 石黒紬愛)

(小幡小6年 矢島優奈)



毎日の かわらぬ笑顔 ありがとう

(小幡小6年 矢島優奈)

甘楽町青少年育成推進員連絡協議会が
令和2年度に募集した「家庭の日」標語の優
秀賞作品です。(学年は2年度・敬称略)

毎月
第1日曜日
家庭の日

vol.140

環境保健協会からのお知らせ

不法投棄に注意しましょう!

夜間や早朝に、山間部など人目につかないところで、ごみの投棄を繰り返す、悪質な不法投棄が発生しています。

不法投棄を見かけたら「早期発見・早期撤去」のため、早めの通報にご協力をお願いします。

※6月は県の廃棄物適正処理推進強化月間です。



<通報先>

●群馬県廃棄物110番

フリーダイヤル ハイ ゴミ ツーホー
0120-81-5324

●西部環境森林事務所 廃棄物係
☎027-323-5530

提供内容

- ◎現場はどこですか?
- ◎廃棄物の種類は何ですか?
- ◎捨てた人を見ましたか?
(不明の場合は不要です)

■問い合わせ 住民課環境係 ☎64-8315